



島根県報

平成28年 2月12日 (金)

号外 第 1 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管規程】

選挙運動等実施規程

2

【選管告示】

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額

23

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

選挙運動等実施規程をここに公布する。

平成28年 2 月12日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第 1 号

選挙運動等実施規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 選挙事務所の標札並びに自動車、船舶及び拡声機の表示等（第 2 条—第 6 条）
- 第 3 章 選挙運動のために使用するビラの証紙（第 7 条）
- 第 4 章 ポスター掲示場（第 8 条—第13条）
- 第 5 章 個人演説会（第14条—第16条）
- 第 6 章 標旗及び腕章（第17条—第19条）
- 第 7 章 選挙公報の発行（第20条—第30条）
- 第 8 章 推薦団体の選挙運動（第31条—第33条）
- 第 9 章 政党その他の政治団体の政治活動（第34条—第37条）
- 第10章 収支報告書の閲覧（第38条・第39条）
- 第11章 補則（第40条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第 5 条の 6 第 2 項の規定により鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「合同委員会」という。）が管理する選挙に係る選挙運動等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 選挙事務所の標札並びに自動車、船舶及び拡声機の表示等

（選挙事務所の標札）

第 2 条 法第131条第 3 項の規定により合同委員会が交付する標札（以下「標札」という。）は、別記第 1 号様式による。

（自動車、船舶及び拡声機の表示）

第 3 条 選挙運動のために使用する自動車、船舶及び拡声機に法第141条第 5 項の規定によりする表示は、合同委員会が交付する別記第 2 号様式の表示板（以下この章において「表示板」という。）を用いなければならない。

（標札及び表示板の交付）

第 4 条 標札及び表示板は、法第86条の 4 第 1 項の規定による届出があった後直ちに交付する。

（表示板の表示）

第 5 条 表示板は、自動車にあつてはその前面、船舶にあつては操舵室の前面、拡声機にあつては送話口の下部又はこれに準ずる箇所に、その使用中常時掲示しておかななければならない。

（標札等の再交付）

第 6 条 標札又は表示板を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとする者は、合同委員会に対して、理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

2 標札又は表示板の破損により前項の申請をする場合においては、その申請の際、破損した標札又は表示板を返さなければならない。

第3章 選挙運動のために使用するビラの証紙

第7条 法第142条第7項の規定により合同委員会が交付する証紙は、別記第3号様式による。

2 前項の証紙の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の選挙運動用ビラ証紙交付申請書を合同委員会に提出しなければならない。

3 第1項の証紙は、前項の申請書の提出があったときに交付する。

第4章 ポスター掲示場

(掲示場の区画番号の指定)

第8条 候補者がポスターを掲示することができる掲示場の区画番号は、当該候補者の立候補の届出を受理した番号とする。

(ポスターの撤去)

第9条 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）は、候補者のポスターが掲示場の指定された区画以外の箇所に掲示されていることを知ったときは、当該候補者に通知し、これを撤去させなければならない。

第10条 市町村委員会は、候補者が掲示場にポスターを掲示した後において死亡し、又は候補者たることを辞し、若しくは候補者たることを辞したものとみなされたことを知った場合は、直ちに当該候補者に係るポスターを撤去しなければならない。

(掲示場の補修)

第11条 市町村委員会は、掲示場の著しい汚損又は破損を発見した場合は、直ちに補修しなければならない。

2 前項の場合において、市町村委員会は、候補者が新たにポスターを掲示する必要があると認めたときは、当該候補者に対して直ちにその旨を通知しなければならない。

(掲示場を設置しない場合の通知)

第12条 法第144条の3の規定により掲示場を設置しない場合においては、市町村委員会は、直ちにその旨を合同委員会に報告しなければならない。

(必要事項の決定及び通知)

第13条 この章に規定するもののほか、掲示場の規格、掲示場の区画の数その他掲示場に関し必要な事項は、合同委員会が定める。

第5章 個人演説会

(個人演説会用立札の表示)

第14条 個人演説会の開催中掲示する立札又は看板の類に法第164条の2第2項の規定によりする表示は、合同委員会の交付する別記第5号様式の表示板を用いなければならない。

(表示板の表示)

第15条 前条の表示板は、立札又は看板の類の表面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(表示板の交付又は再交付)

第16条 第4条及び第6条の規定は、第14条の表示板の交付及び再交付について準用する。

第6章 標旗及び腕章

(標旗)

第17条 法第164条の5第2項の規定により合同委員会が交付する標旗は、別記第6号様式による。

(腕章)

第18条 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、法第141条の2第2項の規定により、合同委員会が交付する別記第7号様式の腕章を着けなければならない。

2 選挙運動に従事する者は、法第164条の7第2項の規定により、合同委員会が交付する別記第8号様式の腕章を着けなければならない。

(標旗及び腕章の交付又は再交付)

第19条 第4条及び第6条の規定は、第17条の標旗及び前条の腕章の交付及び再交付について準用する。

第7章 選挙公報の発行

(掲載文の申請)

第20条 法第168条第1項の規定による申請は、別記第9号様式の申請書に、合同委員会の交付する原稿用紙に記載した掲載文正副2通及び最近撮影した候補者の上半身名刺型程度の写真（裏面に候補者の氏名を記載するものとする。）2枚を添えてしなければならない。

2 前項の原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、合同委員会が決定する。

(掲載文の制限)

第21条 前条第1項の原稿用紙には、掲載文を黒色の色素により記載しなければならない。

2 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載しなければならない。

3 掲載文には、前条第1項の規定により提出した写真を所定の場所に掲載するほか、写真を使用することはできない。

(図画等の面積制限)

第22条 掲載文に、図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る合計面積は、当該掲載文全体の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の文字の訂正)

第23条 合同委員会は、前2条の規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、合同委員会は、必要な訂正をすることができる。

(選挙公報の体裁及び印刷方法)

第24条 選挙公報の規格及び様式は、合同委員会が別に定める。

2 選挙公報は、写真製版により印刷するものとする。

(掲載文の撤回又は修正)

第25条 候補者は、法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは修正後の掲載文正副2通を添えてその旨を、それぞれ文書をもって合同委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第168条第1項の規定による申請期限を経過した後においては、これを行うことができない。

(掲載文の掲載を中止しないことがある場合)

第26条 法第168条第1項の規定による申請期限を経過した後において候補者が死亡し、又は候補者たることを辞した場
合においては、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は、中止しないことがあるものとする。

(余白の利用)

第27条 選挙公報の余白は、合同委員会において選挙事項の周知、棄権防止等のために使用することができる。

(提出掲載文の処理)

第28条 一度提出した掲載文は、これを返さない。

(選挙公報の配付)

第29条 選挙公報は、選挙期日前4日までに、市町村委員会に送付する。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、この限りでない。

2 天災その他避けることができない事故により選挙公報を配付することができないときは、市町村委員会は、直ちに、その旨を合同委員会に報告しなければならない。

(選挙公報の訂正)

第30条 選挙公報の印刷の誤りは、当該選挙公報の末尾をもって訂正する。ただし、選挙公報の印刷後に誤りが判明したときは、適宜の措置を講ずるものとする。

第8章 推薦団体の選挙運動

(ポスターの検印)

第31条 法第201条の4第6項第1号のポスターを掲示し、又は頒布する政党その他の政治団体は、当該ポスターに、合同委員会の検印を受けなければならない。

2 前項の検印は、別記第10号様式によって作成した印を用いる。

(検印票の交付)

第32条 合同委員会は、法第201条の4第2項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体（以下「推薦団体」という。）に対し、別記第11号様式の検印票を交付する。

2 前項の検印票は、法第201条の4第2項の規定による確認書の交付に併せて交付する。

(ポスターの検印の手続)

第33条 前条の規定により検印票の交付を受けた推薦団体は、第31条第1項の検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに当該検印に関する責任者の住所及び氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押印し、これを合同委員会に提出しなければならない。

2 合同委員会は、検印票1枚につき、500枚以内のポスターに第31条第1項の検印を行うものとする。

3 推薦団体は、第31条第1項の検印を受けるポスターが500枚を超えるときは、500枚ごとに、前条第1項の検印票1枚を合同委員会に提出しなければならない。

4 第31条第1項の検印を行ったポスターが500枚に達しないときは、合同委員会は、前条第1項の検印票の裏面に当該検印を行ったポスターの枚数を記入し、かつ、合同委員会の印を押して提出者に返すものとする。

第9章 政党その他の政治団体の政治活動

(ポスターの証紙)

第34条 法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第1項第4号のポスターを掲示し、又は頒布する政党その他の政治団体は、当該ポスターに合同委員会の交付する別記第12号様式の証紙を貼らなければならない。ただし、合同委員会が特別の事情により当該証紙を交付できないときは、合同委員会の検印をもって代える。

2 前項本文の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、別記第13号様式の申請書に当該証紙を貼るべきポスターの見本2枚（記載内容の異なるポスターを用いる場合にあっては、それぞれ2枚）及び法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第3項の規定による確認書の写しを添え、合同委員会に提出しなければならない。

(ポスターの検印)

第35条 前条第1項ただし書の検印は、別記第10号様式により作成した印を用いる。

(ポスターの検印票)

第36条 政党その他の政治団体が第34条第1項ただし書の検印を受けようとする場合においては、合同委員会から別記第14号様式の検印票の交付を受けなければならない。

2 前項の検印票の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、別記第15号様式の申請書に法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第3項の規定による確認書の写しを添え、合同委員会に提出しなければならない。

(ポスターの検印の手続)

第37条 第33条の規定は、第34条第1項ただし書の検印の手続について準用する。

第10章 収支報告書の閲覧

(報告書の閲覧)

第38条 何人も、法第192条第3項の期間内においては、法第189条第1項の規定によって合同委員会に提出された選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書（以下「報告書」という。）の閲覧を請求することができる。

(閲覧の場所等)

第39条 報告書の閲覧は、合同委員会の事務局に備付けの閲覧簿に所定の事項を記入し、指定された場所で執務時間中にしなければならない。

2 報告書は、指定された場所以外に持ち出してはならない。

- 3 報告書は、丁重に取り扱うものとし、破損し、汚損し、又は加筆をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反する者に対しては、合同委員会の事務局長又は事務局長代理はその閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第11章 補則

(再立候補の場合の特例)

第40条 法第271条の4の規定に該当する候補者に対しては、第3条の表示板、第14条の表示板及び第18条の腕章は、新たに交付しないものとする。ただし、当該候補者が既にこれらの物を返還した者である場合において、当該候補者の請求があったときは、その返還に係る物を再交付するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記第2号様式（第3条関係）

その1 自動車及び船舶

第	号の	年	月	日執行
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙				
選挙運動用自動車（船舶）表示板				
鳥取県及び島根県参議院				
合同選挙区選挙管理委員会 印				

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出を受理した番号を、枝番号には1又は2の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第14条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

その2 拡声機

第 号の

年 月 日執行

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

選挙運動用拡声機表示板

鳥取県及び島根県参議院

合同選挙区選挙管理委員会 印

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出を受理した番号を、枝番号には1又は2の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第14条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

別記第3号様式（第7条関係）

<p style="text-align: center;">年 執 行</p> <p style="text-align: center;">参 議 院 鳥 取 県 及 び 島 根 県</p> <p style="text-align: center;">選 挙 区 選 出 議 員 選 挙</p> <p style="text-align: center;">(番 号)</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 ・ 島 根 合 同 選 管</p>
--

備考

- 1 文字は黒色とする。
- 2 地模様及びその色は、合同委員会が別に定める。

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

候補者氏名

印

選挙運動用ビラ証紙交付申請書

下記のとおり証紙の交付を受けたいので申請します。

記

選 挙 名	年	月	日執行	選挙
候 補 者 氏 名				
交付申請枚数				枚

別記第5号様式（第14条関係）

第	号の	年	月	日執行
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙				
個人演説会用掲示				
鳥取県及び島根県参議院				
合同選挙区選挙管理委員会 印				

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出を受理した番号を、枝番号には1から10までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第14条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

別記第7号様式（第18条関係）

第 号の の 年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙 乗 車 証 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印
--

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出を受理した番号を、枝番号には1又は2の数字を、枝番号に更に付された枝番号には1から4までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第14条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

別記第8号様式（第18条関係）

第 号の の 年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙 運 動 員 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印
--

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出を受理した番号を、枝番号には1又は2の数字を、枝番号に更に付された枝番号には1から11までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第14条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

別記第9号様式（第20条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

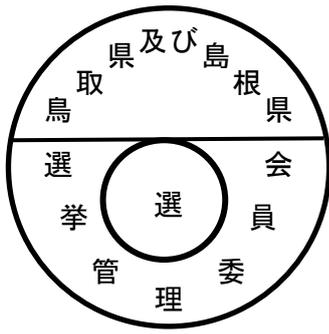
候補者 氏 名 印

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

記

- 1 掲 載 文 別紙のとおり
- 2 選挙公報 担当責任者の氏名並びに連絡先の住所、電話番号及びファクシミリ番号
- 3 写 真 別葉のとおり

別記第10号様式（第31条、第35条関係）



別記第11号様式（第32条関係）

(表面)

推薦団体ポスター第 号	推薦団体名 検印責任者住所 氏名	印
年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙 ポ ス タ ー 検 印 票		
1 使用する施設の名称 2 施設の所在地 3 演説会開催年月日 年 月 日		
鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印		

(裏面)

検 印 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	計
検 印 枚 数	枚	枚	枚	枚	500枚
残 数					
鳥 取 県 及 び 島 根 県 参 議 院 合 同 選 挙 区 選 挙 管 理 委 員 会 印					

別記第12号様式（第34条関係）

<p style="text-align: center;">年 執 行</p> <p style="text-align: center;">参 議 院 鳥 取 県 及 び 島 根 県</p> <p style="text-align: center;">選 挙 区 選 出 議 員 選 挙</p> <p style="text-align: center;">(政治活動用ポスター)</p> <p style="text-align: center;">(番 号)</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 ・ 島 根 合 同 選 管</p>

備考

- 1 文字は黒色とする。
- 2 地模様及びその色は、合同委員会が別に定める。

別記第13号様式（第34条関係）

年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

政党その他の政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

印

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

政治活動用ポスター証紙交付申請書

選挙運動等実施規程第34条第1項の規定による政治活動用ポスター証紙を下記のとおり交付されたく、政治団体確認書の写しを添えて申請します。

記

証紙の数

枚

別記第14号様式 (第36条関係)

(表面)

政治活動用ポスター第 号の	政党その他の政治団体名 検印責任者住所 氏名
	印
年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙 ポ ス タ ー 検 印 票	
	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印

(裏面)

検 印 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	計
検 印 枚 数	枚	枚	枚	枚	500枚
残 数					
鳥 取 県 及 び 島 根 県 参 議 院 合 同 選 挙 区 選 挙 管 理 委 員 会 印					

別記第15号様式（第36条関係）

年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

政党その他の政治団体名

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

検印票交付申請書

選挙運動等実施規程第36条第1項の規定による検印票を交付されたく、政治団体確認書の写しを添えて申請します。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額を次のように定める。

平成28年 2月12日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき1万2,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 1万円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号ア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき1万円
- 4 選挙運動のために使用する事務員等1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万円
 - イ 専ら公職選挙法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1日につき1万5,000円